

## 不動産賃貸契約書（追加契約2）

貸主 長崎県立西陵高等学校（以下、甲）

借主 ツバメ（以下、乙）

- 1 甲は乙に対して営巣場所を提供するものとする。
- 2 営巣場所は長崎県諫早市多良見町化屋1387-2 長崎県立西陵高等学校A棟2階職員室前ベランダ1号室とする。
- 3 賃料は無料とする。
- 4 乙は甲の周辺の森の餌を無料で得られるものとする。
- 5 乙は甲の生徒や職員に幸せを提供するものとする。
- 6 乙は甲の3年7組に所属するものとし、別途名票も作成する。（令和4年度追加事項）
- 7 乙の住居下の清掃は、環境教育の一環として甲の生徒が行う。（令和5年度追加事項）
- 8 賃貸期間は雛が巣立つ日までとする。
- 9 本契約の解除については別途定めるものとする。

令和5年7月21日

長崎県立西陵高等学校



ツバメ

